



焼却ごみ類

週2回

出し方

「草津市指定焼却ごみ類ごみ袋」(45L・30L・15L)に入れて出してください。

● 収集品目(例)

台所のごみ・紙くず・汚れた古紙類



※十分に水を切ってください。

プラスチック製品

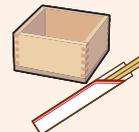


※プラスチック製容器類を除く

皮革製品・ゴム製品



木製品



在宅医療廃棄物



※注射針や感染性のあるものは医療機関へ

木の枝・葉

剪定枝などの分別について

袋に入れずに紐でくくって出せるものは、剪定した枝木のみです。1本を長さ50センチ以下、直径5センチ以下にし、持ちやすい大きさに紐でくくってください。(新聞でくるむ場合は、全体を覆わず、剪定した枝木が見えるように)葉がついているものも収集しますが、ごみ集積所に散乱しないようご注意ください。

野菜や花き類などの茎や葉、木製品を解体したもの、材木、よしずなどの加工品、刈草等は、指定ごみ袋に入れてください。

剪定枝(葉がついていても可)



新聞にくるまれた剪定枝(両端が見える状態であれば可)



ペットボトル類

月1回

出し方

- ①キャップとラベルを外す。
(外したキャップとラベルは「プラスチック製容器類」へ) ※キャップを外して残ったリングはそのままで結構です。
- ②中を水洗いする。
- ③「草津市指定ペットボトル類ごみ袋」に入れて出してください。
※つぶして出すことも可能です。

● 収集品目(例)



ペットマークの付いた、清涼飲料水、酒類、しょうゆのボトル

